



事業所のみなさまへ

事業所のごみ分別 ハンドブック



平成 29 年 7 月施行

武 雄 市

目 次

- 事業系ごみってなに？ 1
- 事業所の責任ってどういうこと？ 1
- どれが、産業廃棄物？ 事業系一般廃棄物？ 2～3
- 事業系一般廃棄物の適正な処理方法とは？ 3～8
- さが西部クリーンセンターに搬入できないごみ！ 9
- 産業廃棄物の適正な処理方法とは？ 10
- リサイクル推進！ 11～13
- 3Rで循環型社会のまちづくり 13～14

美しい武雄市を 未来の世代へ

**「混ぜればごみ、分ければ資源」
を合言葉に！**

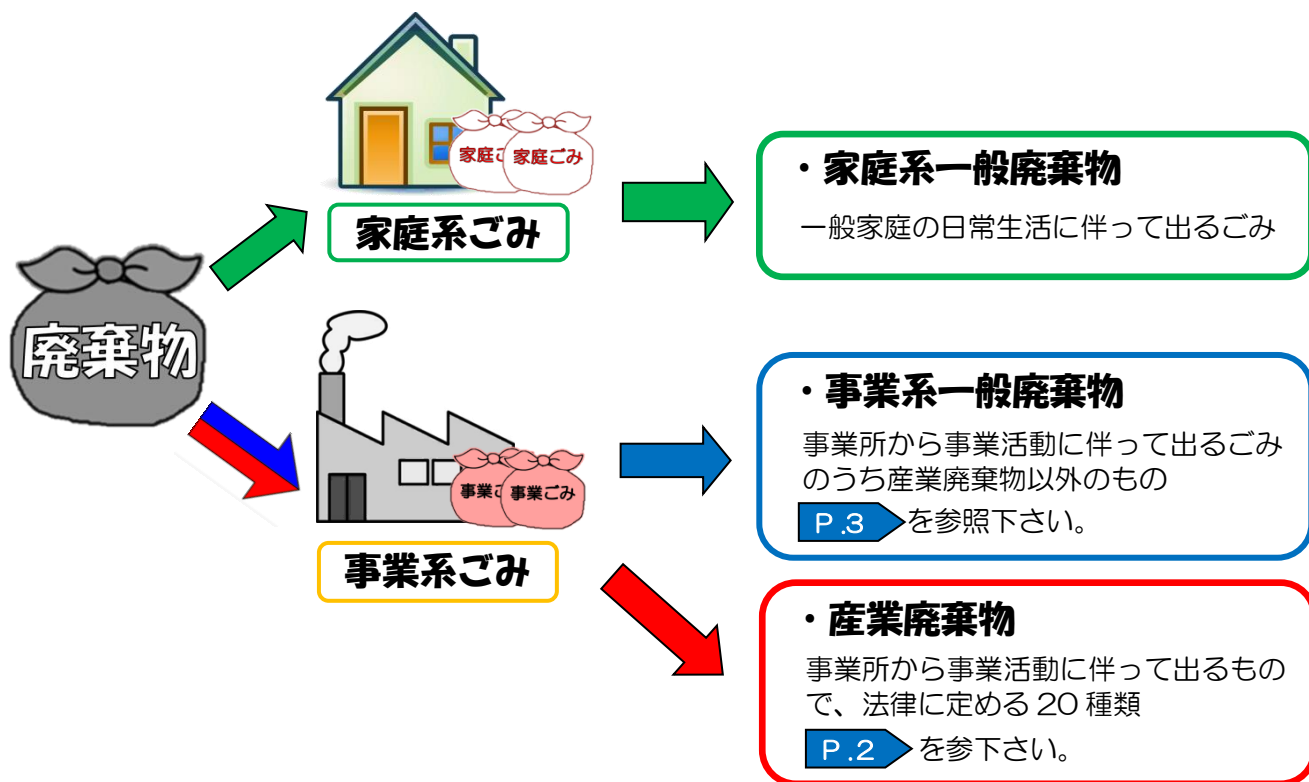
武雄市環境保全マスコットキャラクターの「クリン」です。
みんなよろしくね！



・事業系ごみってなに？

ごみは一般家庭から出される「家庭系ごみ」と、会社やお店などから出る事業活動に伴って生じた「事業系ごみ」があり、廃棄物処理法では、下記のように分類されます。

事業活動とは、営利を目的とした店舗、事務所、工場などだけではなく、病院、学校、官公署などの公共サービス等を行っている事業も含まれます。個人事業主なども含まれます。



・事業所の責任ってどういうこと？

ごみの発生によって私たちの生活環境に影響が及ばないように、法律などに事業所が守らなければならないこと（責任）が明記されています。

<p>事業系ごみには、上記に示すように事業系一般廃棄物と産業廃棄物があり、それぞれに適正に区分し、処理しなければなりません。</p>	<ul style="list-style-type: none">● 事業所は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を、自らの責任において適正に処理しなければなりません。（廃棄物処理法第3条第1項）（市条例第5条第2項）● 事業所は、廃棄物の発生を抑制するとともに、循環資源の循環的な利用を図らなければならない。（市条例第5条第1項）● 事業所は、廃棄物の発生抑制及び適正処理並びに循環資源の循環的な利用に関し、市の施策に協力しなければならない。（市条例第5条第3項）
<p>⚠ 事業系ごみを適正に区分するには、「事業系一般廃棄物」と「産業廃棄物」を各々適正に保管するスペースが必要です。</p> <p>⚠ また、ごみを適正に処分するには、それ相応の処理費用が必要です。</p>	

・ どれが、産業廃棄物？ 事業系一般廃棄物？

「産業廃棄物」

産業廃棄物とは、事業活動に伴って発生する廃棄物のうち下記の20種類に該当するものです。




産業廃棄物の種類		具 体 例
あらゆる事業活動に伴うもの（すべての業種に共通）	1	燃え殻 焼却炉の残灰、石炭がら、その他焼却残さ
	2	汚泥 グリストラップ汚泥、ビルピット汚泥、洗車場汚泥、排水処理後や各種製造業生産工程で排出された泥状のもの
	3	廃油 動植物性油、洗浄油、潤滑油など不要となった油
	4	廃酸 酸性の廃液
	5	廃アルカリ アルカリ性の廃液
	6	廃プラスチック類 廃発泡スチロール、化学繊維くず、廃プラスチック製品・容器包装、合成樹脂くず、合成ゴムくず等のすべての合成高分子系化合物
	7	ゴムくず 生ゴム、天然ゴムくず
	8	金属くず 鉄くず、非鉄金属くず、研磨くず、廃金属製品等
	9	ガラスくず コンクリートくず 陶磁器くず ガラスくず、コンクリートくず、レンガくず、廃石膏ボードくず、セメントくず、モルタルくず、スレートくず、陶磁器くず、瓦くず等
	10	鉱さい 鋳物廃砂、電炉等溶解炉かす、ボタ、不良石炭、粉炭かす等
	11	がれき類 工作物の新築、改築または除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物
	12	ばいじん 工場や焼却施設の排ガスから集められたばいじん
特定の事業活動に伴うもの（特定の業種）	13	紙くず 【建設業】【紙製造業】【新聞業】【製本業】【印刷物加工業】等の特定の業種から生ずる紙くず
	14	木くず 【建設業】【木材・木製品製造業】【輸入木材の卸売業】等の特定の業種から生ずる木材片、おがくず、バーク類等 貨物の流通のために使用したパレット等
	15	繊維くず 【建設業】【衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業】から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
	16	動植物性残さ 【食料品・医薬品・香料製造業】から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚および獣のあら等の固形状の不要物
	17	動物系固形不要物 【と畜場】において処分した獣畜、 【食鳥処理場】において処理した食鳥に係る固形状の不要物
	18	動物のふん尿 【畜産農業】から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
	19	動物の死体 【畜産農業】から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体
20	上記の産業廃棄物を処分するために処理したもので、これらに該当しないもの（例えばコンクリート固型化物）	

※産業廃棄物の適正な処理方法については、**P.10** を参照下さい。

「事業系一般廃棄物」

産業廃棄物に該当しないものが、市で処理できる事業系一般廃棄物になります。

もえるごみの出し方

厨芥類	リサイクルできない紙類	その他の可燃ごみ
<ul style="list-style-type: none"> • 食べ残し • 調理くず • お茶がら等 	<ul style="list-style-type: none"> • 汚れた紙類 • 紙くず • 感熱紙、写真、特殊加工された紙類等 	<ul style="list-style-type: none"> • 割りばし • 枝葉、雑草 • タバコの吸い殻 • タオル、雑巾 • 木製の机、棚等 

資源物の出し方

「資源物」として出せるもの

(例) 従業員の飲食に伴い発生する、
かん、びん、ペットボトルのみ



【正しい出し方】

- ①中をすすぎ異物を取り除く。
- ②キャップ、ラベルを外す。
- ③つぶさないで出す。
割らないようにして出す。

【排出基準】

- それぞれに分別されリサイクルができる、きれいなものに限り排出できます。

【注意事項】

- ⚠ リサイクルできる状態（きれいな状態）でなければ、回収できません。
- ⚠ 家庭用のかん類袋、びん類袋、ペットボトル袋それぞれに分別し排出して下さい。
- ⚠ 薬品や塗料、油などが入っていた缶やビンは、産業廃棄物として処理して下さい。

・事業系一般廃棄物の適正な処理方法とは？

事業系一般廃棄物は、下記のいずれかの方法で処理する必要があります。

P.4 ➡ ①さが西部クリーンセンターへ直接ごみを搬入し、処理する方法

P.6 ➡ ②市内の一般廃棄物許可業者と契約し、処理する方法

~~**P.7** ➡ ③市と特別収集契約を結び、処理する方法~~

現在、新規の受付はしていません。

P.8 ➡ ④地区の集積所に排出し、処理する方法（ごみが少量の場合）

これらの4つの方法の中で、貴社に合うごみ処理方法を行って下さい。

産業廃棄物は、産業廃棄物の適正な処理方法とは？ **P.10** ➡ を参照して下さい。

①さが西部クリーンセンターへ直接ごみを搬入し、処理する方法

■ごみの直接搬入について

これまでの杵藤クリーンセンターでは、住民や事業所の方によるごみの直接搬入ができませんでしたが、さが西部クリーンセンターでは、ごみの直接搬入ができるようになりました。

搬入の際に、ごみの重量に応じた処理料金が掛かります。

直接搬入できるごみについては、下記のお問い合わせ先へお尋ねした上で搬入してください。

搬入日時

曜日：月曜日～土曜日と第2日曜日

時間：9：00～16：00まで

⚠ 毎年1月1日～1月3日は、施設がお休みのため搬入できません。

■直接搬入手数料

ごみの種別	直接搬入手数料（ごみ処理料金）	
事業系一般廃棄物 （お店や事業所から出るごみ）	10 kgまで	120 円
	10 kgを超えるもの	10 kgにつき 120 円加算

⚠ 直接搬入の場合は、ごみの重量に応じた処理料金を支払っていただく必要がありますので、市指定のごみ袋や粗大ごみステッカーを貼って持ち込んだ場合もごみ処理料金は掛かります。

さが西部クリーンセンターの案内地図



＜お問い合わせ先＞

さが西部クリーンセンター

〒849-5263 伊万里市松浦町山形 5092-4

【総務部門】

・施設の見学等に関すること
☎0955-26-2353

【ごみ搬入】

・ごみの搬入全般に関わること
☎0955-26-2333

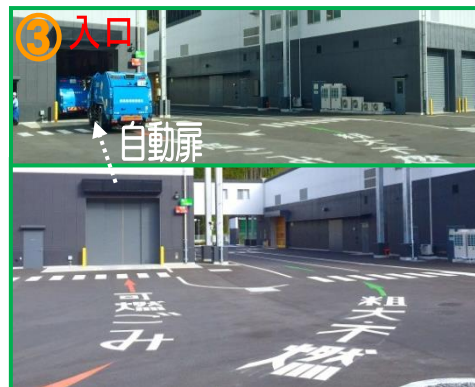
さが西部クリーンセンターへの直接搬入経路



①正面出入口から進入します。
 ※個人や事業所の方は、一般車レーンをお進み下さい。
 ※施設内は時速20km以下で走行し、誘導員の指示には必ず従って下さい。



②計量棟で受付・計量を行います。一般車は右側です。信号機を見て進んで下さい。
 ※その際、搬入者の住所、氏名、電話番号、ごみの発生場所等について記入してもらい、身分証明書(免許証等)の提示が必要です。



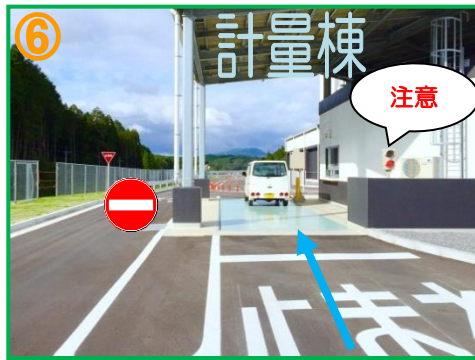
③もえるごみ(エネルギー回収推進施設)ともえないごみ・粗大ごみ(マテリアルリサイクル推進施設)の分岐点に注意しましょう。
 ※建物の入口と出口は自動扉になっています。建物内が車でいっぱいだと開きません。



④エネルギー回収施設の中です。
 ※一般車専用のごみ投入口にバックで車を着け、ごみを降ろしましょう。
 ※ごみの中に搬入できないごみなどが混入していないか、展開検査を行います。※P.9を参照

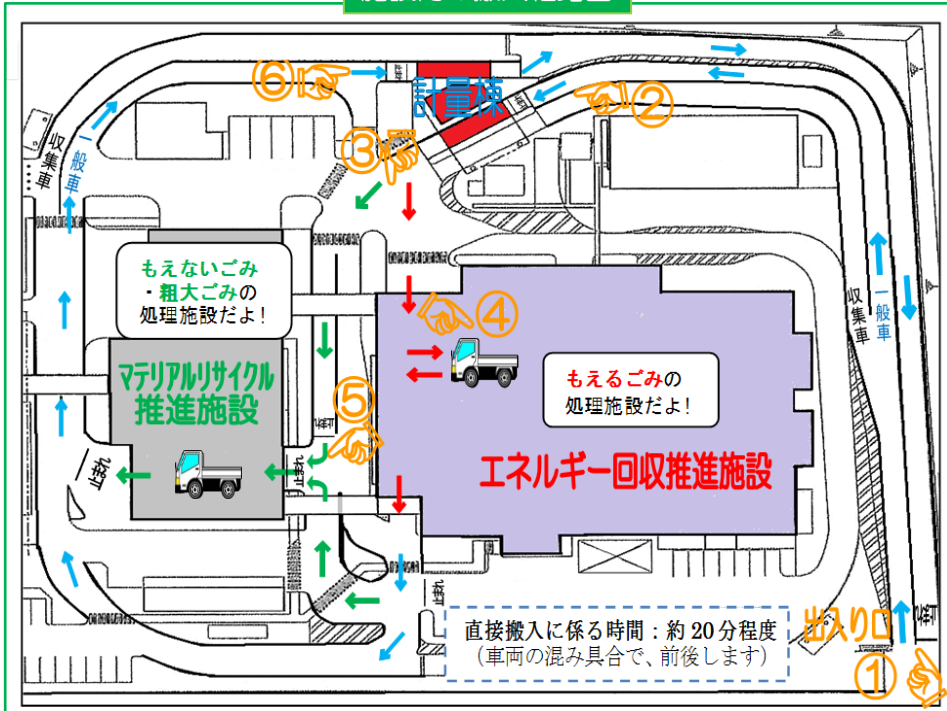


⑤マテリアル施設の入り口です。
 ※自動扉になっているので注意して下さい。
 ※誘導員の指示に従い、指示された場所へごみを降ろして下さい。

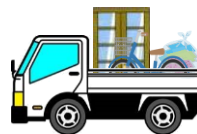


⑥最後にもう一度、計量棟で計量を行います。一般車は右側です。信号機を見て進んで下さい。
 ※この時、最初に量った重量との差がごみの重量となります。ごみの重量に応じたごみ処理料金を、現金でお支払い下さい。

施設内の搬入経路図



1回目の計量



2回目の計量



ごみの重量



- ⚠ 処理料金は10kgごとに加算されます。
- ⚠ トラック等でごみを持ち込む時は、ホリコやシートを必ず被せ、ごみが落ちないようにして持ち運んで下さい。
- ⚠ ごみを降ろすときは、サンダルは危険です。運動靴などのしっかりした靴を履いて、降ろして下さい。

②市内の一般廃棄物収集運搬許可業者と契約し、処理する方法

ごみ排出事業所が、一般廃棄物収集運搬許可業者と直接ごみ処理の委託契約を行い、処理する方法です。

- 1** ごみを一廃と産廃に分け
ごみの種類と量を把握

ごみを一廃と産廃に分けて下さい。そして、ごみの種類と量を確認します。
詳しいごみの分け方は、許可業者へ直接お尋ねください。
- 2** 一般廃棄物収集運搬
許可業者を選ぶ

下記の一般廃棄物収集運搬許可業者の中から業者を選び、
次の3点を伝えましょう。
【①ごみの種類と量 ②事業所の所在地 ③事業内容】
- 3** 料金・排出方法・収集頻度
などについて相談する

ごみの種類やごみの量によって、料金が異なります。
トラブルを避けるため、十分に相談し納得したうえで、申し込んで下さい。
- 4** 処理委託契約を締結

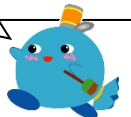
必ず書面等による契約を交わします。
口頭のみでの契約はトラブルの元になります。

◆武雄市の一般廃棄物収集運搬許可業者一覧表

許可業者名	所在地	連絡先
藤瀬商店	武雄町大字富岡 8477	22-2747
株)イワフチ (産)	北方町大字大崎 5145	36-3266
株)三協環境開発 (産)	北方町大字志久 815-1	36-2115
株)本山建設 (産)	朝日町大字中野 11403-3	23-8851
有)信成開発 (産)	武雄町大字武雄 3410	23-6798

問い合わせ先

(産)が付いている業者は、産業廃棄物の収集運搬許可も持っているよ!



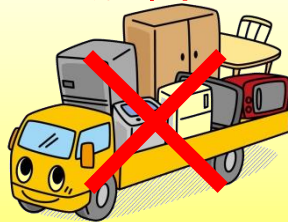
! 『許可がない収集業者へ処分を依頼した場合は、罰せられます。必ず許可を持った上記の許可業者と契約をして下さい。上記以外の許可業者は武雄市に存在しません。』

不法投棄は
犯罪です!



ごみをみだりに道路や空地などに捨てることは法律で禁止されています。また、無許可の廃棄物回収業者によって、不法投棄された事例が報告されています。自らが不法投棄していなくても、責任が問われます。違反者には、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下(法人の場合は3億円以下)の罰金又はその併科に処せられます。

無許可



野外焼却は
犯罪です!



ごみを野外や簡易焼却炉で焼却することは、一部の例外を除き禁止されています。違反者には、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下(法人の場合は3億円以下)の罰金又はその併科に処せられます。

(焼却禁止の例外)

- ・農業林業漁業を営むためにやむを得ない焼却
- ・たき火等の軽微な焼却
- ・宗教上の行事を行うための焼却

コラム

③市と特別収集契約を結び、処理する方法

『特別収集制度』とは、ごみ排出事業所が、市とごみ処理の委託契約を行い、処理する方法です。

ごみの排出について、市のルールに従って排出してもらいます。

- ・「可燃ごみ」で1回、「不燃ごみ資源物」で1回として計算します。
- ・「可燃ごみ」と「不燃ごみ資源物」を合わせて、週1回から週5回までとなります。

⚠️ただし、平日のみ、土日は対応不可、年末年始（12/31～1/3）は収集不可となります。

⚠️毎回のごみの計量や粗大ごみ（改装等によるごみ）の収集は出来ません。

料金体系

回数	料金単価（税込） （+100 kgごと）	注意
週1回	600円×重量	※「可燃ごみ」と「不燃ごみ資源物」の収集日と同じでも、それぞれで計算します。 （収集車両が異なるため）
週2回	900円×重量	
週3回	1200円×重量	
週4回	1500円×重量	
週5回	1800円×重量	

排出方法

ごみの種類	使用する市指定ごみ袋	袋の料金（税込） （10枚入り）	注意
可燃ごみ			に限り、以前作製、事業所専用ごみ70L 45Lの在庫の場合は、そちらで排出可能。
不燃ごみ			
資源物（かん			
資源物（びん			
資源物（ペットボトル）	家庭用ペットボトル袋(30L)	200円(30L)	

現在、新規の受付をしていません。

例1)「可燃ごみ」のみ週2回、(月220kg)の場合

・「可燃ごみ」週2回 ⇒ 単価：900円

・月220kg ⇒ 月300kgの契約となる。（重量は切り上げ計算）

⇒ 900円 × 3 = 2700円となります。（^{プラス}+市指定ごみ袋代金）
（単価） （重量）

例2)「可燃ごみ」週3回、「不燃ごみ資源物」週1回、(合せて月460kg)の場合

・「可燃」週3回+「不燃ごみ資源物」週1回 = 週4回 ⇒ 単価：1500円

・月460kg ⇒ 月500kgの契約となる。（重量は切り上げ計算）

⇒ 1500円 × 5 = 7500円となります。（^{プラス}+市指定ごみ袋代金）
（単価） （重量）

⚠️特別収集制度の詳しい排出ルールについては、別紙の(新)特別収集のてびきをご覧ください。

⚠️特別収集の契約をされた場合は、市の委託業者が収集へ来ます。ごみ置き場の設置場所については、委託業者の指示に従って下さい。

④地区の集積所に排出し、処理する方法（ごみが少量の場合）

下記の条件一と条件二を満たしている場合は、地区の集積所へごみを出すことができます。

条件一	<ul style="list-style-type: none"> ・地区集積所は各地区の区長が所有、管理されていますので、<u>排出しても良いか、地元の承諾を受けていること。</u> ⚠️ 排出の際は、必ず地区のルールを順守して排出して下さい。 ⚠️ 集積所の管理や大きさ等の観点から、必ずしも地区の集積所に排出できるとは限りません。 ⚠️ 排出を断られた場合は、①②③の方法 P.4~7 でごみを処分して下さい。
条件二	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>家庭系程度のごみの量しか排出しないこと。</u> ⚠️ 集積所の大きさにもよるため、排出量については、区長の指示に従うこと。 ・<u>家庭系程度のごみ質のものしか排出しないこと。</u> ⚠️ ここでの家庭系ごみ質とは、事業系一般廃棄物 P.3 のことになります。これらに該当しないものは、地区の集積所へ出すことができません。

ごみの排出方法

ごみの種類	使用する袋	ごみ出し日時
可燃ごみ	事業所専用もえるごみ袋(50L)のみ	各地区で決められている、ごみ出し日、ごみ出し時間に排出する。
不燃ごみ	家庭用もえないごみ袋	
資源物	家庭用資源物袋それぞれ	

留意事項

- ・地区のごみ集積所を利用する際は、地元区長等の指示に必ず従って下さい。
- ・地元の住民の迷惑にならないようにして下さい。
- ・粗大ごみは地区の集積所に出すことはできません。
- ・条件一と条件二を1つでも満たさなくなった場合は、その時点から地区の集積所へのごみ出しは、できません。速やかに①②③の方法 **P.4~7** でごみを処分して下さい。

コラム

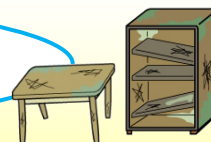
Q 事務所で使っていた木製の本棚などの粗大ごみは市で収集してくれますか？



A 市で収集しません！



⚠️ 事務所等から出る粗大ごみは、地区の集積所に出すことや市の特別収集制度での収集はできません！



出し方1

自分（自社）で、さが西部クリーンセンターへ自己搬入する。



P.4

出し方2

一般廃棄物収集運搬許可業者へ依頼する。



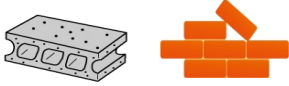
P.6

・さが西部クリーンセンターに搬入できないごみ！

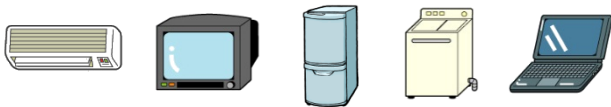
下記のものについては、さが西部クリーンセンターでの処理ができません。また、事業所から出た場合は産業廃棄物となるものなので、産業廃棄物として適正に処理して下さい。

さが西部クリーンセンターに搬入できないごみの種類

①土石類・コンクリートくずや製品・レンガ・瓦



②エアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機・パソコン



③乾電池・蛍光管



④農薬・大型の農機具・農業用廃ビニール・漁網・海苔網



⑤タイヤ・バッテリー・ガスボンベ・消火器・中身が残った容器類・廃油等の液体・その他感染性、毒性、爆発性、発火しやすい物・産業廃棄物



処理方法の例

※②の家電のうち、一般家庭向けに販売されたものを事務所等で使用していた場合は、家電リサイクル法の対象になります。業務用は対象外ですので、産業廃棄物として処理して下さい。

詳しくは、下記のキーワードを検索して下さい。

家電リサイクル法 経産省 | 検索

パソコン 3R | 検索

※③の乾電池・蛍光管について、少量でも市の乾電池・蛍光管回収ボックスへ出すことはできません。全て産業廃棄物として処理して下さい。

※④の農業に関わり出る廃ビニール等のごみは、お近くの農協に処分方法をお尋ね下さい。

コラム

Q ごみ処理の委託契約は口頭で行ってもいいですか？

A いけません！

事業者 → ④

収集業者 → ⑤

書面契約なし

書面契約あり

④：ごみの処分をお願いします。

⑤：「〇〇円」になります。

④：ごみの処分をお願いします。

⑤：契約完了！「責任もって処理します！」



・産業廃棄物の適正な処理方法とは？

産業廃棄物の処理を委託する場合は、収集・運搬と処分それぞれの業者と個々に書面で契約する必要があります。ただし、収集・運搬と処分を同一業者に委託する場合は、まとめて契約することも出来ます。

1 ごみを一廃と産廃に分け ごみの種類と量を把握

ごみを一廃と産廃に分けて下さい。そして、ごみの種類と量を確認します。
詳しいごみの分け方は、産廃処理業者へ直接お尋ねください。

2 産業廃棄物収集運搬 業者を選ぶ

産業廃棄物処分 業者を選ぶ

産業廃棄物収集運搬業者や処分業者については、

・佐賀県のホームページを検索する。

・佐賀県循環型社会推進課（TEL0952-25-7078）へ電話する。

上記を参考に業者を選び、次の3点を伝えましょう。

【①産業廃棄物の種類と量 ②事業所の所在地 ③事業内容】

3 産業廃棄物収集運搬 業者と相談する

産業廃棄物処分 業者と相談する

収集の頻度、方法、料金などについて、十分に相談し決めましょう。

搬入の頻度、量、料金などについて、十分に相談し決めましょう。

4 処理委託契約を締結

必ず事業者と収集運搬業者、事業者と処分業者の2者間で書面による契約を交わします。事業者と収集運搬業者と処分業者の3社で契約することは違法です。

5 廃棄するごみを引き渡して マニフェストを交付します

事業者は、産業廃棄物の処理を委託する場合、引き渡しに当って、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付する必要があります。
マニフェストには、「誰に」「どのような廃棄物を」「どう処理してもらうか」ということを記載します。

6 マニフェストを整理し 保管しましょう

産業廃棄物管理票（マニフェスト）は、産業廃棄物が適正に処理されたことを証明する大切な書類です。マニフェストをきちんと管理し保管することが法律で義務付けられています。

業者によっては、取り扱えない品目（廃棄物の種類）もあります。

必ず許可証の写しを受け取り、適正な処理が可能かどうか廃棄物の種類ごとに確認して業者を選びましょう。

民間業者のため、料金は各社異なります。事前に見積もりをお願いしましょう。

より詳しい処理方法については、佐賀県循環型社会推進課へお尋ね下さい。



・リサイクルの推進！

事業所から出るごみの中には、資源として再利用できるものがたくさんあります。ごみとして燃やさず、きちんと分別して「資源」としてリサイクルしていくことが、ごみの減量・環境保護につながります。

紙類のリサイクルの責務

事務所やお店から排出されるごみのうち、大きく割合を占めているのが、コピー用紙や段ボールなどの紙類です。

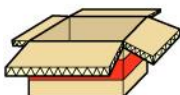
紙類の分別は容易なので、「簡単に捨てない！」という、意識を持って、下記のリサイクル可能な紙類は事業所の責務としてリサイクルを行って下さい。

紙類のリサイクルは、
「ごみ減量の第一歩」
です。

○ リサイクル可能な紙類の例 ○



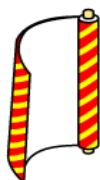
新聞 チラシ



段ボール



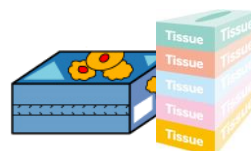
雑誌



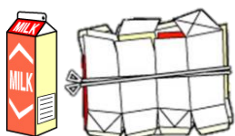
紙製包装紙



紙袋



紙箱



紙パック



OA用紙



機密文書



はがき 封筒



メモ用紙

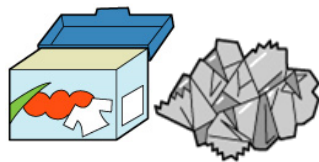


などの紙くず

× リサイクルできない紙類の例 ×



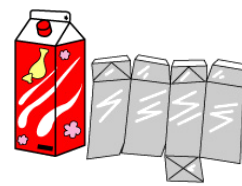
感熱紙(レシート)



においや汚れのついた紙



カーボン紙



ビニールやアルミでコーティングされた紙



写真・写真プリント用紙



防水加工された紙


これらのものは、リサイクルへの悪影響が大きいため一般廃棄物としてもえるごみで処理して下さい。

リサイクル可能な紙類の出し方

出し方その1 ▶▶ 古紙回収業者に収集を依頼する。(下記参照)
 その際には、回収方法・回収日時・回収量・回収場所の確認などを行って下さい。

問い合わせ先

古紙回収業者名	所在地	連絡先
藤瀬商店	武雄町大字富岡 8477	22-2747
株)イワフチ 	北方町大字大崎 5145	36-3266
株)三協環境開発	北方町大字志久 815-1	36-2115
有)信成開発	武雄町大字武雄 3410	23-6798
有)常田商店	北方町大字大崎 4912	36-3054

 が付いている業者は、機密文書のリサイクル処理が対応可能です。



出し方その2 ▶▶ 市のリサイクル集積所に自ら持ち込む。
 その際には、下記のとおりに分けてから持ち込んで下さい。
 設置場所：山内支所・北方支所の職員駐車場内にあります。

紙類の出し方の例

○ 新聞・チラシ



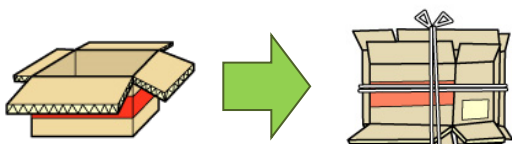
・折り込みチラシ以外のパンフレット等は、「雑誌・書籍等」として出して下さい。

○ 雑誌・書籍・カタログ・パンフレット



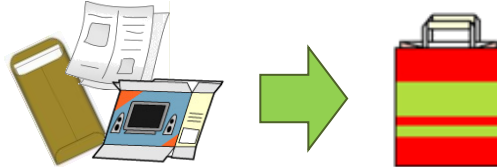
・ビニールなどの外装や金属、CDが付いているものは、必ず外して下さい。

○ ダンボール





・ダンボール以外は、一緒にしないで下さい。
 ・ガムテープ等は、なるべく剥がして下さい。


○ 雑紙類 (紙箱・包装紙・封筒等)



・大きさがバラバラの紙箱等は平たくつぶし、紙袋に一まとめにして出すことができます。

 紙類を上記の4つの方法に分けた後、紙ひもで十字に結んでから出して下さい。

 紙以外の付属品が付いている場合は、必ず取り外して下さい。

 シュレッダー処理した紙くずは、リサイクル集積所へは出せません。

コラム

Q 機密文書をリサイクルしたいけれど、中身を見られたくありません！

A 機密が守られるリサイクル方法があります！

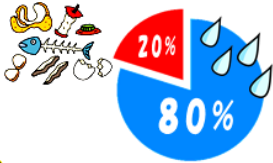
クリーンセンターで紙ごみとして焼却処分する以外に、古紙回収業者の中には、文書の入った箱を開封せず、破碎処理しリサイクルできる業者もあります。まずは、古紙回収業者にご相談下さい。

生ごみリサイクルの責務

飲食店などから排出されるごみのうち、もっとも多いのが生ごみです。生ごみを減量・リサイクルすることにより、ごみ処理費用を減らすことができます。

生ごみの水切りは、
「**ごみ減量の基本**」
です。

① 生ごみの水切りを
しっかり行って下
さい。



⚠ 生ごみの80%は水分です！

② リサイクル業者に
処理を依頼する。

② 生ごみ処理機等
を利用し、自己処理
による減量やリサ
イクルをする。

食品リサイクル法

検索



電動型



コンポスト型



・ 3Rで循環型社会のまちづくり

3Rとは？

Reduce (リデュース) … ごみを減らすこと

Reuse (リユース) … 繰り返し使うこと

Recycle (リサイクル) … 資源として再生利用すること

この3つの言葉の頭文字のRをとってつくられた言葉で、ごみの減量やエネルギー節約のキーワードのことが「3R」です。

まずは、

Reduce

物を大切に使い、ごみを減らします！

- 過剰包装を控え、簡易包装を推進する
- 食品ロスを出さない取り組みを推進する
- 資料のペーパーレス化など資源を使わない取り組みを推進する

次に、

Reuse

使える物は繰り返し使います！

- 不要な事務用品は他の部署等で再使用する
- 壊れてしまったものは、修理して大切に使う
- 印刷ミス紙の裏紙やメモ用紙として使用する

三番目が、

Recycle

ごみを資源として再生利用します！

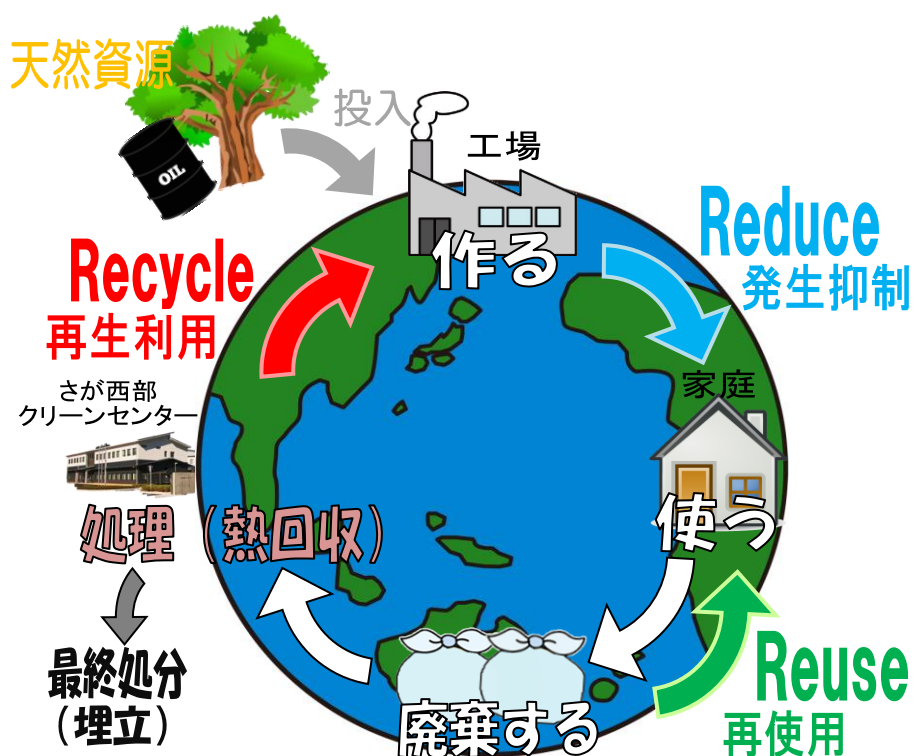
- 再生して作られた製品を利用する
- リサイクルできるものは、必ず資源物として出す
- ごみ減量やリサイクルについての環境学習を社内で行う

3Rは順番が大切であり、まずはごみを減らすこと「Reduce」から始め、次に、使えるものは何回も繰り返し使う「Reuse」、そして、使えなくなったら資源として再生利用「Recycle」することでごみが減り、循環型社会の形成につながっていきます。

ごみの減量・リサイクル活動の推進を行うことは、環境への貢献となり、廃棄物の処理に係る費用を減らすことにつながります。

事務所で発生する古紙のリサイクルや再生紙の利用、飲食店での生ごみの発生抑制・リサイクルなど、それぞれの事業所に似合ったごみの減量・リサイクルのシステムを作りましょう。

循環型社会のイメージ図



武雄市役所 まちづくり部 環境課
〒843-8639
佐賀県武雄市武雄町大字昭和12-10
TEL: 0954-27-7163
FAX: 0954-23-7585
メール: kankyou@city.takeo.lg.jp